

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案参照条文目次

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	1
○ 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（抄）	1
○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	1
○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	2
○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）	2
○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	3
○ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）	4
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	4
○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	5
○ 保険業法（平成七年法律第五五号）（抄）	5
○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	5
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	5
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	6
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	6
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	6
○ 中小企業協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	6

- 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）----- 7
- 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（抄）----- 7
- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）----- 7
- 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）----- 7
- 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）（抄）----- 8
- 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）----- 8

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（短期投資法人債に係る特例）

第三百三十九条の十二 第三百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する投資法人債（次項及び次条において「短期投資法人債」という。）については、これを発行した投資法人は、投資法人債原簿を作成することを要しない。

一 各投資法人債の金額が一億円を下回らないこと。

二 元本の償還について、投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

四 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。

2 短期投資法人債については、第三百三十九条の八から第三百三十九条の十までの規定は、適用しない。

○ 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「区分所有権」とは、前条に規定する建物の部分（第四条第二項の規定により共用部分とされたものを除く。）を目的とする所有権をいう。

2 6 （略）

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（組合契約）

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。
2 出資は、労務をその目的とすることができる。

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

（匿名組合契約）

第五百三十五条 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の營業のために出資をし、その營業から生ずる利益を分配することを約することによつて、その効力を生ずる。

○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）

（投資事業有限責任組合契約）

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（株式及び新株予約権を除き、同項第一号から第十号までに掲げる有価証券（株式及び新株予約権を除く。）に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

七 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの

十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

2 (略)

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の三 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備を知つて集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備を知つて人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）

(免許)

第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

(免許)

第五十三条 第三条の規定にかかわらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一の支店（以下「主たる支店」という。）について内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業を営むことができる。

259 (略)

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

七 第二十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第二項（第二号を除く。）の規定に違反した者

○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

第九十九条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、四（略）

五 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

六（略）

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

第三百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

三、七（略）

八 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

九（略）

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

第六十三条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

第百条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

第二十五条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

第九十条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

第二百二十九条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 中小企業協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

第一百二十二条の三 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）

第十条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（抄）

第五十条ノ四 準用金融商品取引法第三十九条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 （略）
- 二 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項（第二号を除く。）の規定に違反した者
- 三 （略）

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）

第九十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者
- 二・三 （略）

○ 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）

（定義）

第二条 この法律において「金融業者」とは、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者その他の金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。以下同じ。）を業として行う者で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「金融会社等」とは、法人である金融業者をいう。

3 この法律において「特定金融会社等」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第二百八条及び第二百二十四条

（定義）

第二条 この法律において「特定資産」とは、資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産をいう。

2 （略）

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

4 18 （略）

第二百八条 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人である場合には、その役員及び使用人を含む。以下「特定譲渡人」という。）が特定目的会社の発行する資産対応証券（特定短期社債及び特定約束手形を除く。以下この条及び次条において同じ。）の募集等に関する事務を受託した者である場合における証券取引法の適用については、当該特定譲渡人が行う当該特定

2 目的会社が発行する資産対応証券の募集等の取扱いは、同法第二条第八項第六号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

2 前項の場合において、特定譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行うときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（特定目的信託財産）

第二百二十四条 第二百二十二条（第四項を除く。）の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者（信託会社等と特定

目的信託契約を締結する者をいう。以下この編において同じ。）から特定目的信託の信託財産として取得する資産及び受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。